

58

308

朝鮮近情

- 政體
- 地方政治
- 法律
- 宗教
- 人を擧るの法
- 地理
- 人民の氣風及俗
- 王家 附大院君の履歷
- 兵制
- 租稅
- 國人の種族
- 國勢沿革史
- 氣候
- 政黨

026425-000-2

特28-626

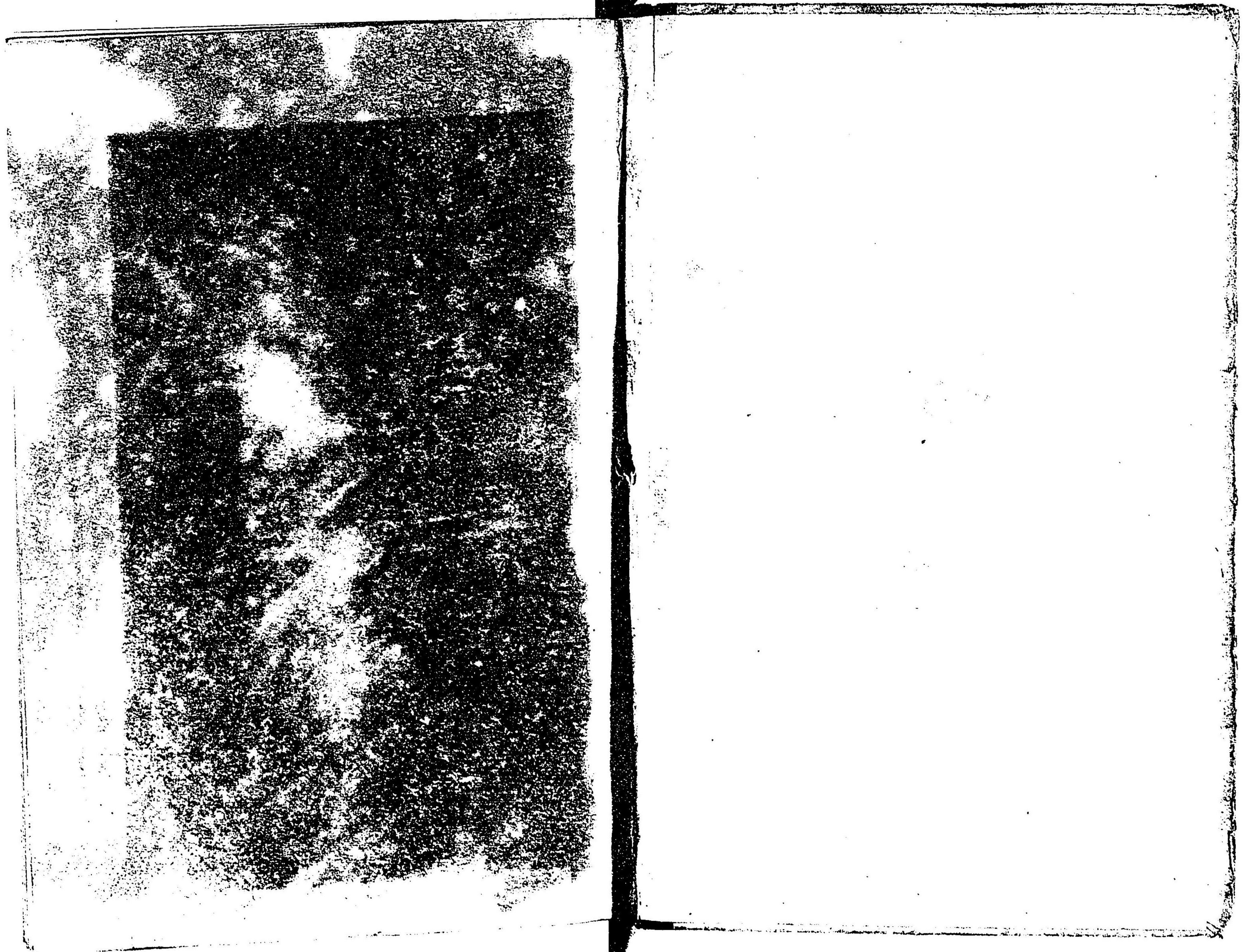
朝鮮近情

根村 熊五郎/編

M15

ADD-0078





朝鮮近情引

朝鮮事起。前途未測。知其事情。寔爲今日之急務。今撮其要。哀爲一卷。以便省覽。若夫國勢民情。財政外交。及治亂興廢之詳。付之他日編述。此不具載。而政制之概。風土之畧。亦可以見矣。

明治十五年八月

編者識

朝鮮近情目次

- 政體
- 王家 附大院君の履歴
- 地方政制
- 兵制
- 法律
- 租稅
- 宗教
- 國人の種族
- 人を擧るの法

○國勢沿革史

○地理

○氣候

○人民の氣風及び風俗

○政党

朝鮮近情目次終

朝鮮近情

○政体

朝鮮國の政体の素より君主專制にして大臣參政如何ある
佐猷を案してあれを建白するも君主聽かざれば施行する
能はず君主惡政を行ふて臣下あれを諫るも君主用ひざれ
ば又如何するもさし唯だ間接に君主の舉動を制す
るもの數百年來朝鮮に行はるゝ古習舊慣の力あるのみ
故に明主出るときは國民無限の恩澤に俗し暴主出るとき
は國民手足を措くに處なし政はすべて其人に従て消長す
るものとすべし

官衙の大政府の外に六曹を置き事務を分掌す曹とい日本
にていへば省しやうの如きものあり六曹の名及び分課の左の如
し

第一 吏曹

官吏の進退黜陟を司る唯各道の鎮台の
みり王自からるれを命じ其餘のすべて
吏曹あれを令す

第二 兵曹

兵馬の事を司る驛遞事務も亦これに属
す

第三 戸曹

一國錢穀の事を惣理し且戸籍を司る

第四 禮曹

禮式祭典等の事を司る學政も亦これに

属す往時の外務も禮曹にて取扱ひしと
いふ

第五 工曹

建築營繕の事を司り且王宮の事を管す
但し外に承旨といふ官内官僚ありて王
の言行の承旨が記録するものとす

第六 刑曹

刑罰及び訴訟の事を司る

右の外に左の一衙門あり

統理機務衙門

外交事務を惣理す此衙門の一昨年新に
置きたるものなり今の廢せしや否を知
らず

官吏組織の大概を擧げば左の如し

領議政 國王の下に在て政府最上の位に立つ日本にて

いへば太政大臣の如し

左議政 領議政に參輔して政を奉行す即ち日本の左大

臣の如し

右議政 日本の右大臣の如し

左贊成

右贊成

左參贊

右參贊 各二人合して四名ありこれを輔國大夫といふ

日本にていへば參議の如し

六曹判書 判書八曹の長官にて日本にていへば各省の

卿の如し

六曹參判 判書を輔佐す日本の各省の大輔の如し

參判の次に參議其次に正郎其次に佐郎等の屬官ありて

各其職を分掌す但し判書以上は必ず貴族に限るの制あり

れども參判は士族にてもこれに任するものあり

官吏の俸給は成規に於ては甚だ薄し今一例を擧げば輔國

大夫の月俸の如きは政府の米倉より給する所僅に米三石

と豆一石あり蓋し朝鮮の一斗は凡そ日本の五升に當り二

十斗を以て一石とあすがゆゑに米三石の日本の三石豆一石の一石に當るものとす斯く官吏の薄俸ある由來の我が豊臣太閤の征討以前までの輔國太夫の祿米月に六十石ありしも兵乱の後財政困難を極めこれに加ふるに清兵の入寇に遭ひ政府の群官を養ふこと能はざるの場合に陥りしゆゑ偏に節儉を旨として次第に官吏の俸祿を減しこれを半額に減し又四分一に引下げ遂に輔國太夫の祿の如きも遂に六十石に易ふるに六十斗(即ち三石)を以するに至れるなりされば其祿の往年の廿分一に減したるものといふべし苟も一國の顯官にして斯くの如き微祿を以て家を成じ

職を奉するに耐ふるものにあらざるの固より論を俟ずといへども亦別に歳入の道あり即ち夏冬二季の方物是れあり方物どの國中の人民が都て政府の上官に地方の産物を進呈するの事にして夏季の團扇、帷子、蚊帳、麻布の類冬季の絹帛、皮革、冠、履、紙、人參の類各地方に従ひ其品の固より一様ならざれども人民よりこれを進呈するの恰も國庫に租税を納ると同様の成規にて決して慢にこれを缺き若くは減するを得ざるの慣例あり故に輔國太夫の家に進呈する方を細に價に積立るときに一年二万兩(凡そ日本の六千圓)に下らず輔國太夫以上以下皆差等あり朝鮮の二万兩の

凡そ日本の六千圓に當れば相應に豊ありといふべし又一
度輔國大夫等の顯職に任するときは退職の後もたゞ政府
より米祿を得ざるのみにして方物の生涯これを收領した
る上死後尙ほ三年間は其例を廢せずといふ
官吏の等級を分て十二とあす官吏の罪を犯すも直にこれ
を捕縛するを得ず必ずこれを政府に告げ刑曹に呼出すを
以て例とす又官吏四等以上の轎輿に乗るを得れども以下
の之を許さず

○王家 附大院君の履歴

目今の王家の姓を李といふ我が紀元二千零五十二年(元中
九年)其祖李成桂基を開きし今に至るまで相續す今王の
名を熙といふ李熙王の父を李夏應といふ國人尊稱して大
院君といふ即ち是れなり本年七月の改革後政權のすべて
大院君の手に属する者に似たり蓋し其履歴の世人の知ら
んと欲する所なるべければ左に其大畧を擧ぐ
大院君の地位の高貴あるのみにあらず其天資剛強にして
爲すあらんとするの人物あり今を距ること十九年攝政の
職に任して政府の萬機を掌握し一として意の如くせ

ざるなし所謂徒へば赦し従はざれば殺すの主義を執り全
國を威服せしが就中外國の人を忌み外國の事物を惡み其
跡を國中に絶んとするの畢生の心事にして苟も怠慢ある
おとなし是より先きに佛蘭西の耶蘇教師が支那の陸地よ
り朝鮮の内地に入り漸く教化する者あり大院君の此を惡
むと甚し乃ち耶蘇教追捕の令を下し凡そ國中の人民耶蘇
教を信する者の男女老幼の別なく皆おれを捕へて死刑に
處し其三族を夷して遺類ある事なく蓋し耶蘇の信徒の其
實甚だ多からざりしといへども其罪の疑はしき者を殺し
又其親族をも戮すの法あるが故におれが爲に命を落した

る者の殆ど其數を知るべからず其刑戮を行ふの時に方て
の毎日刑場に於て斬首せらるゝ者百名に下らざりしと云
爾後大院君の鎖國の政畧に心を尽し様々に策を施せし中
にも最も著しき我が慶應の末年令を國中に下して京城
及び各州郡の市場等人民の輻湊する地を撰み必ず石碑を
建めしめしが其碑面に洋夷侵犯。非戰則和。主和賣國とい
ふ十二字を刻ましめたり其碑の數凡そ千を以て計ふ行ふ
おと五六年にして漸く國中に遍く大に鎖國の氣風を振起
し又同時に國中の墨工に命して墨を製するに必ず右の十
二字を印せしめ若しも此印字なき墨を賣る者の罪に處す

るの法を設けたるが如きの鎖國に熱中するの精神亦た厚
 しといふべし我が明治六年大院君の故有りて政權を返せ
 しが其後とても主義の嘗て動かず或の顯官等が開國の利
 を語る者あれば必ず辭色を變じ尙も我が大朝鮮國に居て
 改進黨國を利とする者あらば先づ國中洋夷侵犯の石碑を
 倒して然る後にあれを語れとたゞ一言の下にあれを擯斥
 して再び其人を見ずと云ふ嘗て聞く大院君の變きに攝政
 たりし時家に在て左右に使役する給事給事に常に二三の啞
 子啞子を撰みあれを用ひたりと蓋し密談を他に洩さざるの
 工夫にして其計畧に陰密にして猜忌の甚しき亦た以て知

るべきあり

○地方政制

全國を分て八道とあす(八道の名地理の部に見ゆ)八道に各
 方伯一名ありこれを觀察使といふ文武の權を兼ぬ其次に
 都事一名裨將六名あり都事の文官にして政府とれを命し
 裨將の觀察使の命する所にして武官あり八道を分て州府
 郡縣とあす但し州中に府あり府中に郡あるの組織にあら
 ず唯だ地方人口の多寡オホサハヤカサに従ひこれを區分して名を命する
 者にして四者各獨立するものあり州の長官を牧使といひ
 府の長官を府使といひ郡の長官を郡守といひ縣の長官を
 縣令オホノボリ若くは縣監といふ又長官の次に位する者を坐首とい

ふ必ず其地の郷族オホノボリを用ふ其他の小吏の皆常民より擧げら
 るゝ者あり今平安道の一所を擧げておれを例すれば左の
 如し

- | | | | | | | |
|-----|-----|-----|----|----|----|-----|
| 平安道 | 觀察使 | 一人 | 牧使 | 二人 | 府使 | 十四人 |
| | 郡守 | 十二人 | 縣令 | 六人 | 縣監 | 五人 |

各道に又鎮臺あり鎮臺の兵馬の事を管するのみにあらず
 政務訴訟等も亦其の關與する所にして甚た威權あり

○兵制

在昔の京城に五營を設けて兵員五万と稱す今のこれを二營に合して七千七百の兵現にこれに屯すといふ然れども兵制軍器共に見るべき者なし此中洋風兵制を傳習せし者二百名許あり是の日本より陸軍中尉堀本氏を聘し訓練を受けしものありされども此洋式兵とても洋服洋帽の輕便を用ふるにわらず依然として國製の大笠寬袍を着するがゆゑに銃器を取扱ふに甚た不便を極むといふ又洋風銃器の數を推測するに大砲四門スナイド製銃百八十挺此外二三度日本より小銃を買入れし事もあれど何れも少數なれ

大約五六百挺(鳥銃の此外)に過ぎざるべしといへり其餘の皆本國固有の兵器のみ

武官の大將を以て最上に位する者とし次に兵馬節度使次に水軍節度使次に營將次に中軍次に監牧官次に別將等あり但し文官を兼ねる者甚た多し故に兵制整はずして用に立つべき者極めて少し

各道にも兵營を置き節度使を遣してこれを管轄せしむ故に各道に節度使(兵馬水軍を合して)二三名宛あり前章に所謂鎮臺とい即ち是れなり

兵士の皆常民より徵集す全國の壯丁の兵役に服するど否

とを問はずすべて徴兵簿に載するを以て其數甚だ夥きや
うに見ゆれども是等の人は皆眼に銃器を見たることさへ
あき徒なれば決して軍陳の用に供するに足らず其華法も
亦甚しといふべし

○法律

朝鮮に於ては政府刑法民法を定めて人民に明示すること
あした、政府に慣行の法ありてあれを行ふ凡る死刑を行
ふに四様あり第一貴官は密に礮石等の毒藥を飲まして
死に就かしむ第二軍隊整列の上大將令を下して首を刎ね
しむ第三罪人を郭外に引出し十字架に縛し賤民に命じ其
頭を斷つ第四反叛人は先つ其首を刎ねたる上其手足を所
りこれを梟して以て世人の儆とす是れあり但し第二は京
城に於てのみこれを行ひ其餘は各地方皆これを行ふを得
るものとす

刑事の兵部裁判官これを裁断す文官の其事を吟味するを得れども其罪状を得たる後の必ずこれを兵部裁判官に渡すを法とす民事の訴訟の地方長官これを審理す若しこれに服せざるときは各道の鎮臺刑曹判書國王に上告するを得る制なれども人民官吏の威權を畏て敢て上告する者なると云ふ但し瑣末の事件の里老の之を裁決するに任す顯官等の犯罪を糾彈する法術を禁府といふ禁府の官吏の王の自ら命するところあり又反逆人及び國王を誹毀せし者も亦此禁府に於て裁判す此二罪を犯す者の戚族を殲して赦すことあり

凡そ裁判の仕方ハ長官自から手を下して吟味することあり都てこれを附屬の小吏に委す小吏吟味を遂げし上書面を以て上申すれば長官これに據りて宣告を命ずのみ故に小吏の威權甚だ熾にして其弊言ふべからざるものあり賄賂の如きの殆ど公行すといふも敢て不可なきものゝ如くにて假令罪を犯すも若し小吏に金を贈れば必ず免るゝを得るの國民の普く知る所なりといふ

拷問ハ今尙盛にこれを用ふ小吏これを濫用するがゆゑに無辜の民命を落とし且綿密の吟味を要すべき罪人もあれがため中途にて死し遂にそのまゝにて事済みにあるも少か

らず畢竟拷問の遺恨を以て我に敵抗する人を苦ましめ又
つはり 賄賂を遣らざりし小民を虐殺するに過ぎざるもの、如し
 凡朝鮮國に於て用ふる拷問器の六種あり木板、棒杖、海老責、
 釣上、鋸引、肉切是れあり木板の罪人を地に伏せて櫪の板に
 て脛を撻つをいひ棒杖の罪人を裸體にして杖を以ておれ
 を撻つをいひ海老責の罪人の體を曲げて緊く縛るをいひ
 釣上の罪人の手を縛して高く釣上げ下よりおれを撻つを
 いひ鋸引のしやがらの馬の毛を以て造れる鋸を以て罪人の脚を引
 切るをいひ肉切の斧を以て罪人の肉を片々截斷つをいふ
 是等の殘酷を極めたる拷問を受けたる者は死に至る者甚

だ多く又幸ひに死を免るゝも廢人むたいとならざる者の殆ど希
 なりといふ

○租税

朝鮮國租税の法は曖昧あるもの甚た多し成規に於ては五族の論（五族の事は末に見ゆ）田土を有する者は皆税を納るの法にして穀物を納るも又は穀代に易ふるもいづれも納税者の隨意にて其の税額の名は甚はた寛あるが如くなれども地方官吏の私を働くこと甚た隨意なるゆゑ結局人民の頭上に課するものは甚た重き（重き）の實ありこれに加ふるに彼の方物等を以てするがゆゑに苟且に朝鮮官吏等に課税の厚薄如何を問へば支那の井田の法よりも尙寛あるが如くに答ふる者あれどもそれは唯中央政府の國庫に納る

もの、薄きのみにて正租の外の雜課を枚舉すれば五公五民の内外あるべしといふ

田租の外に戸布といふものあり毎戸布を織て納るの舊慣ありしといへども今は錢を以てこれに易へ布はたゞ其名を存するのみとあれり是れは全國の毎戸必ず免るべからざるの成規あれども戸籍法分明あらざるがゆゑ官吏の其間に在て私曲を働くこと甚た容易なり戸布は朝鮮國中の毎戸といふ成規なれども京城幾万の戸にはこれを課せず蓋し京城には貴顯等の有力家住居する者多きの故を以てこれを除くなり以て官吏か私を働くの一例とあすべし

租税の實際も苛酷なる上に尙ほ時々献金を命ずる事あり
 これを願納といふ政府にて臨時に金を要する事あれば國
 民の荷も資産ありと認る者に説諭してこれを上納せしむ
 若し命に従はざる者あれば罪必すこれに及ぶがゆゑに名
 の説諭といへども其實の脅迫のみ然れども政府の尙ほ外
 面を装ひ本人をして献金の義を出願せしめてこれを聞届
 るの体を作る是れ願納の名ある由縁あり此願納の爲めに
 國中の富豪が僅に其資産の幾分を失ふの尙ほ忍ふべきも
 中には政府の眼にて何某を富豪なりと認めて其實の富豪
 ならざる者あり或は人民相互に平生私怨ある者が此願納

の機を利として政府に其富豪を誣告し爲めに大に願納を
 説諭せらるゝものあり若しも斯のごとき不幸に罹りては
 家産を空ふして尙ほ願納の金額に不足することありとい
 へども政府より一たび内命を下したる者の決してこれを
 免さず是に於て先づ願納者の家産を没入して不足の高の
 これを其親族に分賦して納めしむこれを族徴といふ古來
 此の願納の爲めに破産したる者頗る夥しといふ

○宗教

朝鮮の宗教ハ儒佛二様にして儒教最も盛なり凡そ國中三尺の童子といへども孔子の尊きを知らざるものなし佛教も支那より入來り漸く全國に汎布すといへども大抵賤民の間へのみ行はれ上流の士君子にこれを信するものなし蓋し佛法の朝鮮國に衰へたるハ其由來ある事にして今より五百年前、前政府王氏(即ち王建の裔)の時代に王家を始め上流の士も大に佛を信じこれを尊奉すること厚かりしかども今の李氏代て國を領するに至り李氏の政府ハ廢佛の主義にして革命の後一時にこれを擯けてより全國の

佛道次第に衰微して遂に回復するを得ざるに至れるあり今日にても國中稀に寺院の洪大なる者あきにあらざれども必ず前朝(王氏の政府)の時代に建立したるものにして五百餘年の古跡たるに過ぎず今日ハ唯た其頽敗に任するのみ僧侶の權力ハ甚た微にして殆ど士君子と齒するを得ず唯鰥寡孤獨の縈る所あき者が出家して僧となり僅に賤民の慈惠に依頼して生活するのみのことあれば佛者に人物あきハ固より自然の勢にして朝鮮の國法に於てハ僧侶といへども兵役を免れずといふ此の一事を見ても佛法の振は

ざるを知るべし又一奇事と稱すべきの尼の寺中の尼室に
 住するを以て常とあすが其行多くの淫猥にして世人のこ
 れを輕視すること殆ど娼妓に異ならずといふ
 朝鮮にて奉ずる孔子教の五倫を守るべきの外に敬天の一
 主義を加へたるものあり故に旱魃洪水等に際しての獸畜
 を屠りこれを供して神に禱るを常とす此式の地方長官先
 づこれを行ひ其效なきときの大^し臣これを行ひ尙ほ其效あ
 るときの大^し終に國王親らこれを行ふ地方長官天に禱りて效
 ある時の賞を蒙るといへども若し效なきとき其譴責を
 免れず或の其官職を罷はるゝに至る又家人病に罹るとき

の必ず物を供して神に禱る其他日の吉凶及び前兆等を畏
 れ室内に決して火を断つことあし其火若し滅するときは
 以て凶兆とあし眠食を安せずといふ

○國人の種族

往時の唯だ貴族と常民の二種ありしのみありしが今時の國人の種族を分て五等とあす即ち左の如し

第一 貴族

累世公卿の子孫にして政府最上の官に就くべき者なり其數一千戸もあるべしとのとなれども詳ならず大抵皆京城に住居す或は忠清道、慶尙道、江原道等に家する者もあれども其數僅々のみ此一千の貴族貧富一様あらず名の貴族にして其實は寒族なる者多し事實勢力を有して顯官に昇る者

の京城の貴族中に凡そ一百家もあるべきのみ都て貴族の兵卒に役せらるゝことなく選本の犯すべからざるものにて威權甚た大なり但し罪を犯すとき其稱號を褫はるゝといへども反逆或は誹王の大罪にてもたゞ其身と其家限りの事にて其親族にの差構なし又微賤者と婚を通する者の貴族の稱號を褫はれ子孫に至るまでこれを復するを得ず又貴族のみ馬に乗るを得るの成規にて道路おれに逢ふ者の必ず

敬禮せざるべからず貴族の前にては烟を喫するを許さず其体に觸るゝを許さず國人これを犯すとき罪を免れずといふ

第二 士族 其數甚た多くして詳にすべからず國中到處として殆ど士族あらざるいふいへども京城に居る者最も多し其服飾も貴族に等しく教育交際も固より相同し唯官に就くに當り其昇進の限に至れば更に昇るべからざるものありて決して長上の官に就くを得ず

第三 中族 士族に亞ぐ者にして貴族士族と服飾の區別あり辨察官等の中族より出るといふ其他通事、算學者等皆中族なり

第四 郷族 専ら地方に多し日本にていへば戸長の如きの皆郷族より出るの風あり

第五 常民 即ち平民の事あり常民は他族に比して其等級の下るゝと甚し服飾等を殊にするの勿論他族に對しては應對稱呼の語にも上下の別ありあれに加ふるに朝鮮國の刑法寛きらざる中にも常民罪を犯して其事若

し郷族以上に關係するとき、特に刑を重くしてこれを罰するの法あり常民の壓制を蒙る以て知るべし又常民に富家の者ありも其錢穀を郷族以上に貸すを好まず止むを得ざる場合あるも様々に口實を設けておれを避るといふ亦以て郷族以上が常民を凌虐して往々掠奪同様の惡風あるを測知るべし

貴族以下五種族の區別甚だ嚴にして骨てこれを紊ることなし其交際も自から其同族中のみに限り決して他族に及

ぶことなし少童竹馬の遊戯にても相互に分るゝものゝ如し就中男女婚嫁するに他族よりせざるの慣例にて此慣例の決して破るべからず上下の別極めて嚴きといふべしこれを要するに貴族の士族を壓し士族の中族を制し中族より郷族に及び郷族より常民に及ぶものなれば常民の四重の壓力を受け其不自由なること實に言べからず常民の耕織して租税を納め他の四族の逸居して衣食に不足することなし但し此四族も非役のときに常祿なしされども常民と雜居して便利を得ること少からざるゆゑ其實常祿有ると同ト事なり例へば田舎の地方に士族の住居する者

われバ恰も其村落の酋長の休をあして田地を耕すにも村民を役すべく又村民に地を貸せば其地代に決して不納あることある或ハ村民に薪炭を納めしめ牛を牧せしめ甚き己が私用にて他行するとき無賃にて駕籠を擔かしむるに至るものあり是れ皆常祿に當るものにして有祿と實を同ふすといふべし故に人口多からざる村に於て不幸にして土族の來住する者多きとき其村のこれが爲めに滅亡するに至るものありといふ

朝鮮國に於て兵卒に服する者の悉皆常民のみにして他の四族の常に將校たるを法とす現に兵營に屯する七千七百

の兵卒も皆常民のみあり朝鮮國に於て常民ほど不利あるものゝあらずといふべし

常民の外に又一種の民族ありて常に獸皮を取扱ふを以て業とあし他族と相交らず人々皆其汚れたるを厭ひこれを賤むこと恰も往時日本にて穢多を遇せしが如しといふ但し其人數の多からざるものあるべし

○人を擧るの法

朝鮮に於てハ國人の學力を試みて官を授くるを常規とす
これを科擧といふ科擧の試文に六體あり第一詩、第二賦、第
三表、第四策、第五義、第六疑是なり蓋し義といハ四書(大學論語
孟子中庸)の義を明にし疑といハ三經(詩經書經禮記)の疑を解
くことありといふ古來科擧の法を定ること斯くの如くあ
るがゆゑに全國學校の規則も家塾の教授も皆此の風に従
はざるものあく苟も子弟が就學の齡に達すれば父兄の望
む所も教師の教ふる所も唯科擧の文を能くせしめんとす
るに熱心して餘念あるまどあし故に若しも年長して能く

せざる者われハ郷黨これを笑ひ朋友與に齒せず父母の憂
嘆教師の失望實に際限あることなし或ハ文を能くせずし
て武を以て出身する者あるも彼ハ武人ありとて人皆これ
を賤むがゆゑに子弟武擧を願はず武に擧けられたる者ハ
政府に在て文官と相對し其官位互に相當するも右文左武
の風盛にして第二流の地位に居らざるを得ずこれを要す
るに朝鮮は詩賦文章の國にして政府の力も人民の力も空
詩浮文に用尽して餘す所あしといふべし
平安道咸鏡道の人の他道に異にして動すれば武に趨るの
風あり故に政府ハこれを文に導かんと欲し此二道に科擧

の法を行ふに、通常六體文の外に特に講經の一科を設く
 講經の經書を講ずるの義にして科擧の時に四書三經の
 本文より其正註細註に至るまでもあれを誦して其義を
 講せしめ一句不通のものゐるも落第するを法とす故に子
 弟の幼年の時より誦讀に精神を費し父母あれを責め師友
 これを叱咤し通夜眠らず終日食はず其勉強實に名狀すべ
 からず往々これが爲めに病を發して死する者多し斯る習
 俗あるを以て平安道の人の一家に三男兒あれば其中に智
 力最も優れ体力最も強からんと認る者一名を撰みて讀書
 に従事せしめ其餘の者をバ農とあし商と爲すといふ文を

勤ること斯の如く一般の風を成して苟も衣食に事缺ざる
 者あれば詩を賦し文を草せざるあし常民に至るまで同様
 にして且又科擧の法も五族の孰れたるを問はず皆これに
 應すべしといへども及第して官を授けらるゝに至れば各
 其族の等級に相當すべき地位に用ひらるゝのみにして如
 何なる英才俊秀にても本來の族外に拔擢せらるゝの極め
 て稀れあり故に早晚國人が文を尙ぶの風の衰微するある
 べし

○國勢沿革史

朝鮮國にたゞしな正史なし史を編する事の嚴に政府の禁する所
 なり故に古來の沿革ちつりかほりの日本支那の書類に據りてこれを知
 るの外あし一二の古史及び史書と稱する者二三種あれど
 も皆信するに足らず
 太古の事の邈として詳ならずといへども朝鮮の肇め未だ
 君長あらず神人あり降生す國人これを奉た立て君主とな
 すこれを檀君といひ國を朝鮮と号せり周武王位に即くつの
 後箕子を朝鮮に封す世を傳ふると四十一にして箕準にい
 たり燕人衛滿のために逐はれて韓地に走る衛滿代て其地

を有せしが其孫にいたり漢武帝のために滅ほさる高氏朱蒙
 といふ者あり扶餘より起り遂に朝鮮の地を領し國を高句
 麗と号す此朝鮮といふの今の朝鮮全國の地にあらず高麗
 即ち今の咸鏡平安二道邊の一部あり又箕準逐はるゝの後
 韓地に居り自から韓王と号す是れを馬韓といふ辰韓、辨韓
 皆これに服属せしが後辰韓、辨韓の新羅のために併せられ
 馬韓の朱蒙の子温祚といふ者のために滅さる温祚漢山に
 都し國号を百濟といふ新羅の其初君長あらず赫居世とい
 ふ者國人に尊崇せられて王とありしより國勢漸く盛んあ
 り三國新羅、高麗、百濟或の戰ひ或の和し治乱一ならず而して新羅

一方に割據して最も強し日本紀元一千五百年中新羅漢州
 松嶽郡の人王建其國の大に乱るを視て竊に三韓を并吞す
 るの志あり建遂に新羅を滅し高麗百濟の地を畧して初め
 て三韓を統合し立て王とあり國号を高麗といふ(王建の三
 國を統一せしむ日本承平六年に當る)爾後數百年間無事な
 るを得たりしが今を距るあと五百年前王氏亡び國人李成
 桂高麗に繼て興り立て王とあり國を朝鮮と号す國人太祖
 と稱するに此成桂の事あり成桂の王位に即きしに日本紀
 元二千零五十二年にして今の王家に即ち其裔なり

○地理

朝鮮國の亞細亞洲の東南に突出たる半島國あり南北凡そ
 三百里東西凡そ三百里とす東に日本海に臨み赤馬關と相
 對し對馬との間に一海峡を隔つるのみ西に鴨綠江を界と
 して支那の遼東に連り北に圖門江を界として滿州及び魯
 領一部に接し西南に即ち黃海を以て界となす
 國中を分て八道となす即ち太祖李成桂の時初めて分つ所
 なりといふ即ち左の如し

- 咸鏡道
- 平安道
- 黃海道
- 京畿道
- 忠清道
- 江原道

忠清、慶尙、全羅三道の國の南方に在り平安、黃海二道の西方に位すこれを三南兩西と稱す咸鏡道の北に位し江原道の東に在り京畿道の諸道の中央なり
 人口の戶籍法分明あらざるがゆゑに種々の説あり政府三十ヶ年の統計表にては全國一百七十万戶每戶六口として總計一千万餘口とせり然れども此算の甚だ粗にして信するに足らずといへり又壬子年中の調査にては人口七百十五万三千八百二十六名なりといひ又一の調査に據れば六百八十五万八千五百餘名なりともいふ何れにいたせ或人

の日本の三分一乃至半といふて當らずと雖も遠からざる
 るとあらんといへるの蓋し然らん

京城を漢陽といふ京畿道に在り朝鮮國中第一の大都なり
 李成桂の築く所にして王氏の時ハ松都に都せりといへり
 四方環らすに石壁を以てす壁の高さ凡そ四十尺これに支那制に倣へる八門を設く即ち崇禮、昭義、敦義、彰義、肅清、惠化、興化、光熙の八門是れあり王宮ハ市街の北に在り議政府、六曹等其兩邊に連る王宮の正門を光化門といふ門内に勤政殿あり諸殿宇中最も宏壯あるものとす市街ハ大率狹窄にして家屋ハ皆矮陋を極む一見して其貧人の多きを知るに

足るといふ

港津みなとの重立かさねたるものの率ひきね左の如し

元山津 感鏡道に在り釜山浦を距ること百五六十里を

り人戸凡そ千五六百許あり

釜山浦 慶尙道の東南に在り日本の對馬と相隔ること

航路僅に二十餘里に過ぎず此地の古來日本朝鮮貿易

の地にして其地四方二里餘の大灣に臨む灣内に絶影

島等あり商家を分て二區とす第一區を本町、常磐町、

琴平町、辨天町とし第二區を入江町、幸町とす

牙山灣 忠清京畿兩道の間に在り船舶の入る處とす牙

山人戸三百許あり牙山より京城への路程二十里にして其間平坦にて車馬を走らすに宜しといふ

仁川灣 京畿道にあり灣に濟物浦あり永宗島と相對す

仁川府を距ること一里あり濟物浦より京城に至るに

二道あり一は仁川府を経て生麻浦に出づ一は富平を

へ經て楊花渡に出づ是れあり

○氣候

氣候の平和ならず是れ國內山多くして平地少きが故あり
 大抵冬の酷だ寒くして夏の甚だ暑し北方圖門江の如きの
 氷合すること六閏月に及ぶと云ふ南方も夏時尤も多雨に
 して冬の雪多くして久く消えず是等の爲めに夏冬の通路
 を阻隔し行人の憂をなすものと多し
 氣候の斯くの如くある上に到る處飲水の汚惡なるを以て
 病に罹る者多し就中熱病、疫病等多く弛瘖又甚しく流行す
 然れども醫術開けざるがゆゑに國人のこれを看殺しにな
 す者多しといふ

○人民の氣風及び風俗

朝鮮國人の氣風の一樣ならず今各道に就て概評を下すと
 き江原道の人の溫柔質朴にして堅忍の風あり咸鏡道の
 人の剛壯にして智あり全羅道の人の狡猾にして能く權勢
 に趨る慶尙道の人の固陋強悍あれども文を好み京畿忠清
 二道の人の概して文弱の弊を免れがたし獨り勇にして武
 を喜び男子の氣象ある者の平安道の人のみあり黃海道に
 至ては其人氣平安道に相似たりといへどもあれに及ばざ
 るあと遠しといふ
 風俗の上下とも袖大きく裾長きの衣服を着足に多く草履

を穿つかみの富人の皮靴を穿つおともわれども常あらず頭にの
 紗をにて造れる帽或の息き頭巾を戴く貴人の帽の馬毛を以
 て造り紐を附て之を腮の下にて結ぶ又男子の髪を蓬るお
 どちく延びたるまゝを束ねて髻を造り髻を髻根挿みにお
 れをどいむ其状恰も螺旋の如し衣服の必らず粗製の麻布
 木綿を用ひ有位者にあらざれば給子等を服するを得ず婦
 女の髪を頭上に纏ひ笄を挿む上衣の甚た短き筒袖あり腰
 にの袴を着す但し別に細長き帯の如き物を以て腹に卷き
 てあれを掩ふ貴女戸外に出さるときの其衣垂れて地を曳
 く出る時の必らず面帛を被り敢へて路人に顔を見せず

家屋の極めて矮陋にして多くの藪藪又の苔藪なり官廡及
 び富家にあらざれば瓦を用ふるおとち家の木立にてあ
 れに泥を塗り小き窓を穿つ毎戸樓なし床下を屈爐といふ
 石を疊み其上に土を塗る屋外に竈を設け管を以て火氣を
 通してあれを温むおと四時絶えず夏の虫蛆を禦ぐためお
 りどいふ夏の虫類多くして最も厭ふべしといへば蓋しお
 れが爲めならん土床の上にの粗末なる油團紙或の草席を
 敷き諸人脚を交へて其上に坐す夜の別に寢床おく直に席
 上に臥す其不潔想ふべし但し富人の薄き布團衾を用ふ
 食物も甚た疎末にして生魚盤魚生肉の外に蔬菜と飯ある

のみ餅子もちこの都會の外にい見るあどかし國人甚た烟たばこを喫するを好み烟管たばこを口より離はなすあど殆ど稀まれなり烟管の長さ二尺餘わり富める者の彌ま長しといふ

○政黨

朝鮮國には往時四黨派ありて貴族の皆此四黨中の一に属し各黨相競あひまふて在朝の顯官を引入れ以て權力を得んと欲せしが其所業甚だ鄙劣ひんじやくあるのみならず其目的も亦國の爲めにする者にあらざれば決して眞成まことの政黨とも名づくべきものにあらず唯私怨わたくしのうらみを以て相争ふ者といふべきのみありし

近來開港の説朝野に起りしより右の外に俄に甲乙二黨の現出するを見る甲の日本の誘導きうどうにより初て今代文明の光を見て以來忽ち活眼いまだらめを開き月新の風を欽慕しんぼする黨派なり

是れを開進黨となす乙の利害もるく理非も辨せず只管外
 國交際を嫌忌するの黨派あり是れを斥攘黨とす而して
 開進黨の其人數實に寥寥にして晨星の如く國中を舉て僅
 に二十餘名に過ぎずおれに引換へ斥攘黨の盛んなるの其
 數雲の如く政府全面の權柄の十中の八九おれに歸して開
 進黨のたゞ其員に具はるのみの事ありしが本年七月の改
 革後の政權全く斥攘黨の手に歸し開進黨の人々は或は殺
 され或は奔りて復た跡をだに留めず嗚呼大勢既に斯くの
 如くおれは此國の進歩の進む望むべからざるあり
 朝鮮近情終

明治十五年八月廿三日出版御届
 同年同月廿四日發行

廿五

編輯人 長野縣士族 根村熊五郎

芝區西ノ久保明舟町
 十三番地

東京府平民

望月誠

京橋區南鍋町
 一丁目七番地

東京南鍋町一丁目

兎屋誠

大坂唐物町三丁目

同支店

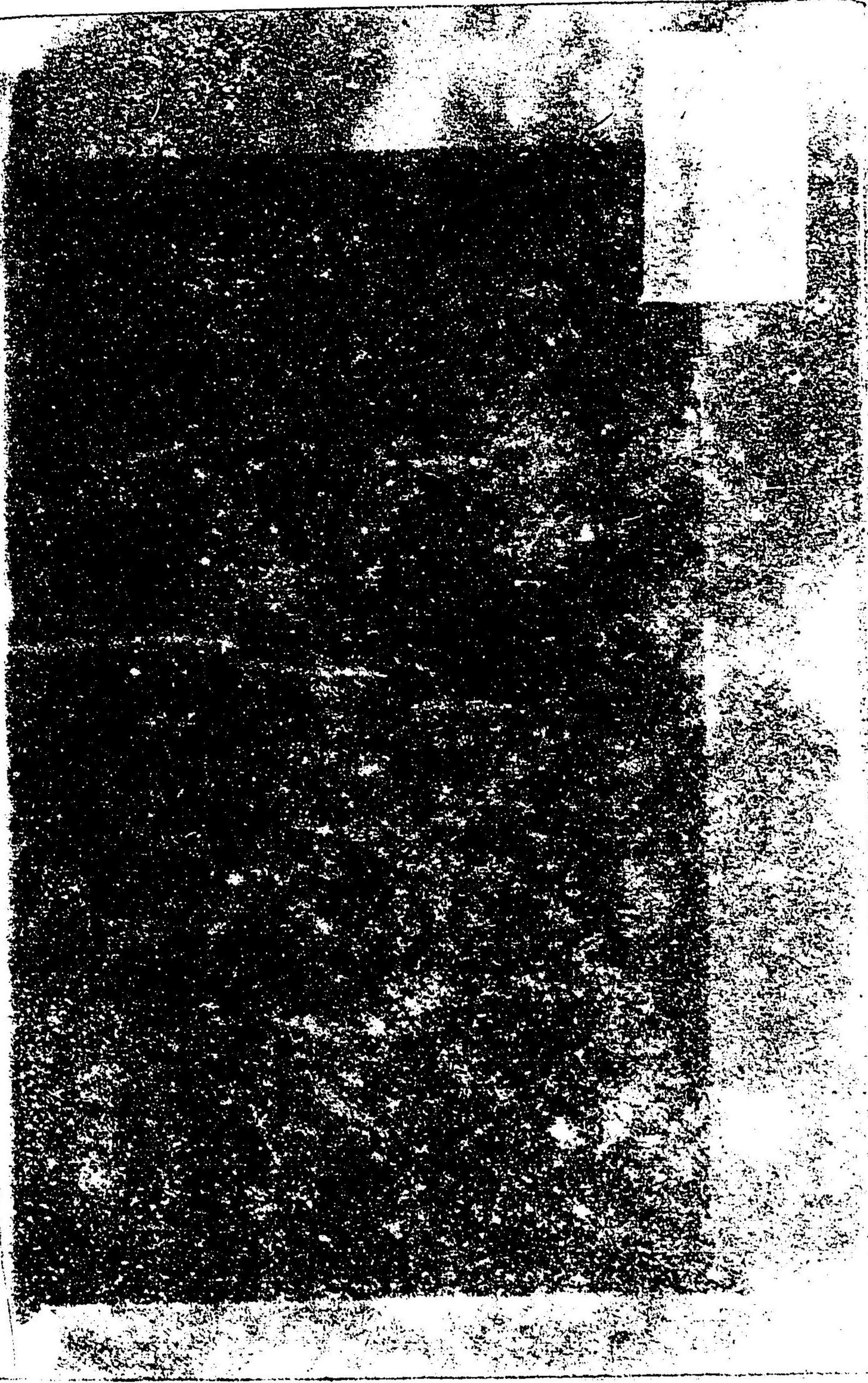
東京芝三島町

同市中兵衛

大賣捌所

同

大日本
1冊
25
40



會
函
架
號

| | | | |
|---------|---|---|---|
| 大日本教育會館 | | | |
| 一 | 七 | 四 | 一 |
| 冊 | 號 | 架 | 函 |

東
附

